

電子印鑑なら  
**GMOサイン**

神奈川県電子契約システム  
事業者向け説明会

GMOグローバルサイン・ホールディングス  
電子契約事業部



# アジェンダ

- 1 会社紹介
- 2 電子契約とは
- 3 電子契約のシステム操作の流れ
- 4 契約書のダウンロード方法
- 5 電子署名の確認方法
- 6 デモンストレーション
- 7 困ったときは
- 8 質疑応答



# 会社紹介



## GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

<b>本社所在地</b>	東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー
<b>事業内容</b>	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした各種インターネットソリューションの開発・運用
<b>代表者</b>	青山 満
<b>設立</b>	1993年12月
<b>資本金</b>	9億1,690万円（2019年12月）
<b>従業員数</b>	社員932名（2019年12月）
<b>株式</b>	東京証プライム（証券コード 3788）
<b>加盟団体（抜粋）</b>	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、幅広いラインナップでお客さまのビジネスを支えています。

### クラウド・ホスティング事業

- 販売実績24年
- ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上

### セキュリティ・電子認証事業

- 電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上
- SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上
- 国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3



# 全国 1,120 自治体で導入済み



## 【関東】

群馬県  
埼玉県・坂戸市  
東京都（ビジネスチャンス・ナビ）  
**神奈川県・川崎市**  
**神奈川県・横須賀市**  
**神奈川県・茅ヶ崎市**  
**神奈川県・小田原市**  
**神奈川県・秦野市**  
**神奈川県・綾瀬市**  
**神奈川県・大和市**

## 【近畿】

大阪府・豊中市  
大阪府・東大阪市  
兵庫県・たつの市  
兵庫県・宍粟市

## 【中国・四国】

山口県

## 【九州】

福岡県・福岡市  
**大分県**  
鹿児島県・奄美市

（導入公表済みの団体・一部抜粋）

## 【中部】

新潟県・三条市（国内初）  
福井県・坂井市  
愛知県・豊田市  
三重県・いなべ市



# 電子契約とは

## 電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

2

締結手続の高速化

3

ガバナンス  
(内部統制) 強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

## 契約は「当事者の意思の合致」で成立

契約書に記名押印または、契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ契約は確定しない。（地方自治法234条第5項）

## 本人の押印があれば、本人の意思と推定される

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。（民事訴訟法228条4項）

## 電子契約とは 電子署名法2条、3条における政府見解の流れ

### 5月12日 政府見解

- ①本人による電子署名ではないので、3条推定効は働かない。②但し、**締結までのプロセスを示せば** 3条推定効は発生する。

### 7月17日 政府見解

- 利用者の指示に基づき、**一定の要件を満たす場合は** 電子署名と評価し得る（2条署名）

### 9月4日 政府見解

- 2条署名に該当かつ、2要素認証によって本人以外がなりますことができない**固有性を有する場合**、2条所定の推定効が発生する

[5月12日見解]論点に対する回答

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf>

[7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A

<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

[9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A  
(電子署名法第3条関係)

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3_qa.pdf)

### 11月17日 デジタルガバメントWG

第3条Q & Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、**同一性の確認**（いわゆる利用者の身元確認）は求めていない。

しかしながら、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、**身元確認は手段の1つ**として考えられる。

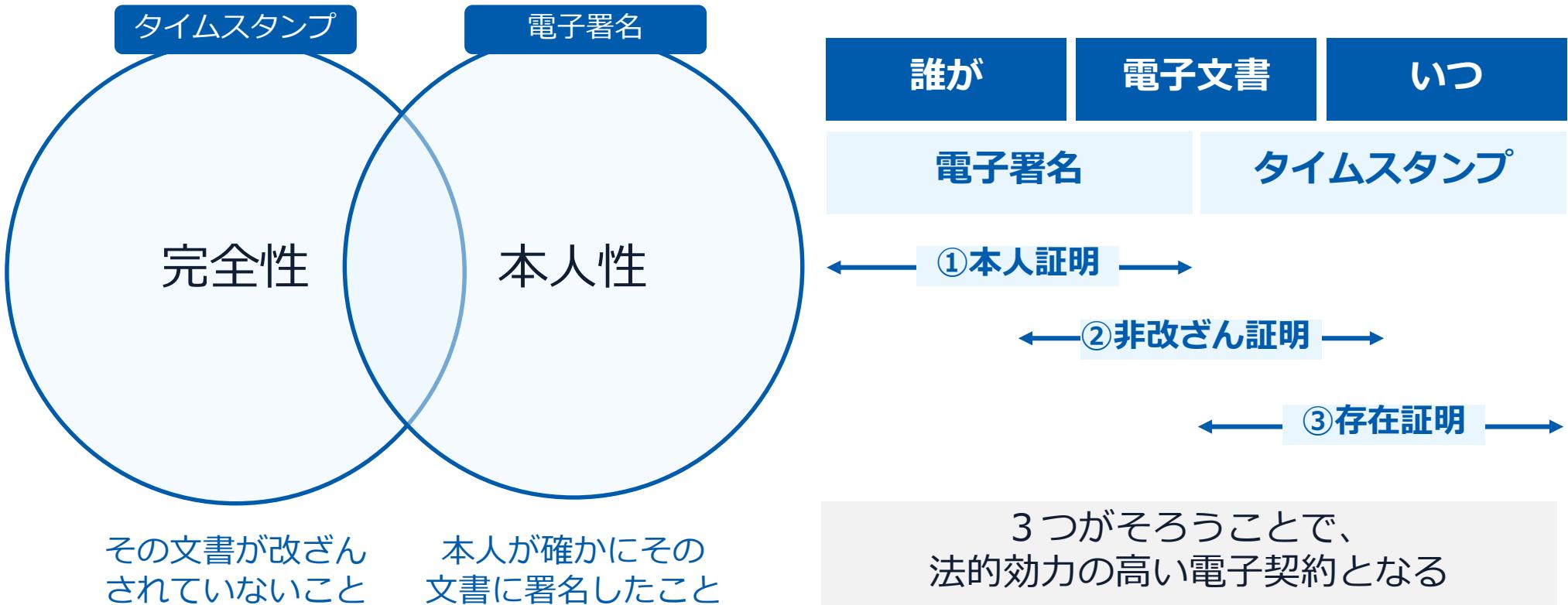
どの程度の身元確認を行うかは締結する**契約の重要性の程度等を考慮**して決められるべきものと考えられる。

**電子においても判子の世界と同様の判断がくだされた（3条推定効を認める）**

[11月17日デジタルガバメントWG]

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf>

## 電子契約とは 法的効力を証明する仕組み



電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、  
その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①タイムスタンプが付与されたデータを授受</li> <li>②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与</li> <li>③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は 訂正削除ができないシステムを採用</li> <li>④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け <b>上記いずれかの方法を充足する必要がある</b> (施行規則4条1~4項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本データ通信協会の<b>認定タイムスタンプ</b>の押印</li> <li>・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認</li> </ul> <p><b>GMOサインは左記のうち①を充足している</b></p>
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」（規則2条2項2号） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	<b>神奈川県庁と取り交わした契約については保管期間を最長で10年間とする</b>
④ 保存	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 見読み性の確保（規則2条2項1号イ）</li> <li>2) システム概要書類の備付（規則2条2項1号ロ）</li> <li>3) 検索機能（規則6条6項4号1）</li> </ol> <p>※検索要件（取引年月日、取引先、取引金額）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能</li> <li>2) サービスサイト上に掲載</li> <li>3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能</li> </ol>

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

## ①承認制度の廃止

- ・3カ月前の事前申請が廃止
- ・電帳法に対応した会計システム、スキヤナ等で速やかに電子保存が可能

## ②タイムスタンプ要件の緩和

- ・スキャンニング時の受領者署名が不要
- ・タイムスタンプ付与期間が3日→約2カ月以内に変更
- ・電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムの場合、タイムスタンプ不要

## ③検索要件の緩和

- ・検索要件が「取引年月日・取引金額・取引先」のみに
- ・範囲指定、項目の組み合わせの設定機能が不要

※国税庁の要求による電子データのダウンロードに応じる場合

## ④電子取引データの電子保存義務化

- ・電子取引データの紙での保存は不可
- ・改正以降、電子保存が義務化

参考

(国税庁) 電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、…印紙税を課する。」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となります

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

**電子文書には印紙税が課税されない**と明言されています。

### ※内閣参質162第9号 平成17年3月15

日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」

### ※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

[https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunsho\\_kaito/inshi\\_sonota/081024/02.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunsho_kaito/inshi_sonota/081024/02.htm)

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ注文請書を電磁的記録に変換した媒体を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、印紙税の課税原因は発生しない」

## 電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



電子契約サービス事業者（立会人）が  
サービス事業者名義の電子署名

受注者はインターネット環境と電子メールアドレスが  
あれば利用可能。費用負担もありません。

## 5つのポイント



### 身元確認済み電子証明書

#### 国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



### Adobe Approved Trust List

#### Adobe認定のルート証明書を探用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



### 税務対応も安心

#### 電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



### タイムスタンプ

#### 認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



### 立会人型電子署名に対応

#### 費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

## 安全性



### WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



### セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による  
ぜい弱性診断を定期的に実施



### 専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で  
生成・保管し、不正利用を防止



### ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに  
個別の暗号化を実施し安全に保管



### 通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し  
盗み見や改ざんを防止



### データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ  
日次でバックアップしているほか  
月次・年次でもバックアップを実施

## 信憑性



### WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は  
国際的な電子商取引保証基準に準拠



### セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム  
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

## 内部統制



### 操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど  
各種操作を保存しており追跡が可能



### 多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に  
より社外からの業務外のアクセスや  
情報漏洩対策も万全



## サポート

### 連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム  
ウェブ会議システム・ウェブチャット

## 電子契約の対象となる契約

- 物品の借入・買入契約、工事又は製造の請負契約、工事系委託契約、一般委託契約など県が支払者となる契約が電子契約の対象となります。
- 県・契約相手方、双方が希望する場合に電子契約を締結することとします。
- 電子契約を予定する契約については、あらかじめ入札公告等でご案内します。  
(入札等によらない契約については、個別に契約担当者にご確認ください。)



# 電子契約のシステム操作の流れ

## 電子契約の利用に係る申請書について

(様式1) ↗

### 電子契約の利用に係る申請書

神奈川県と電子契約システムを利用して契約を行うにあたり、契約締結に利用するメールアドレスを次のとおり申請します。↗

【承認者】 ↗	役職 _____ 氏名 _____
	メールアドレス _____
【担当者】 ↗	部署名 _____
	役職・氏名 _____
	電話番号 _____
	メールアドレス _____

※ 承認者と担当者のメールアドレスは原則異なるメールアドレスを記載してください。↗

※ 電子契約で使用するメールアドレスは法人名が入っているもののみとし、フリーメールアドレス等の使用は不可となります。↗

神奈川県知事 ○○ ○○殿 ↗

年 月 日 ↗

所在地 ↗

法人名 ↗

代表者氏名 ↗

### 「電子契約の利用に係る申請書」の提出について

- 電子契約はメールでのやり取りになるため、県では、契約相手方のメールアドレスを確認します。
- 電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを必ず記入してください。
- 担当者の欄に記載されたメールアドレスが契約相手方の第一承認者となります。
- 承認者の欄に記載されたメールアドレスが契約相手方の第二承認者となります。
- 承認者は、電子契約システム上にアップロードした契約書をシステム内で承認する権限を有する方とします。
- 電子契約で利用するメールアドレスについては、フリーメールアドレスの利用はできません。

#### 【提出方法】

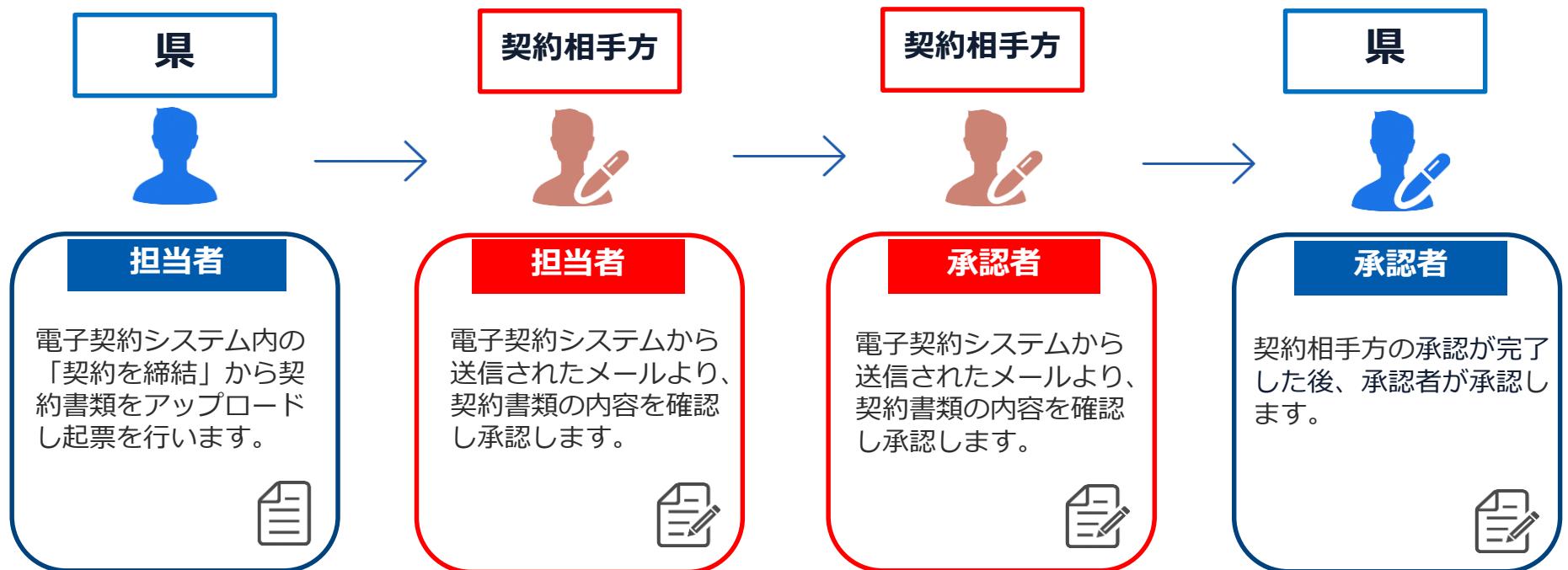
- 事業者決定後に電子メール、郵送等でご提出ください。

押印不要

# 電子契約の流れ



## 電子契約の流れ（締結作業部分）



## 契約相手方の担当者様へ承認依頼のメールが届きます

メール件名「神奈川県〇〇課様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

### 操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 アクセスコードを入力します（次のページ参照）
- 3 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- ・「電子契約の利用に係る申請書」に記載したメールアドレスに、契約書の承認依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、承認をしてください。
- ・円滑な契約締結のため、県の担当者から契約相手方の担当者様へ、必要事項を記載した契約書等一式をメール送付し、事前に確認をお願いする場合がございます。この際に、修正すべき事項等があれば申し出を願いします。

## アクセスコードについて

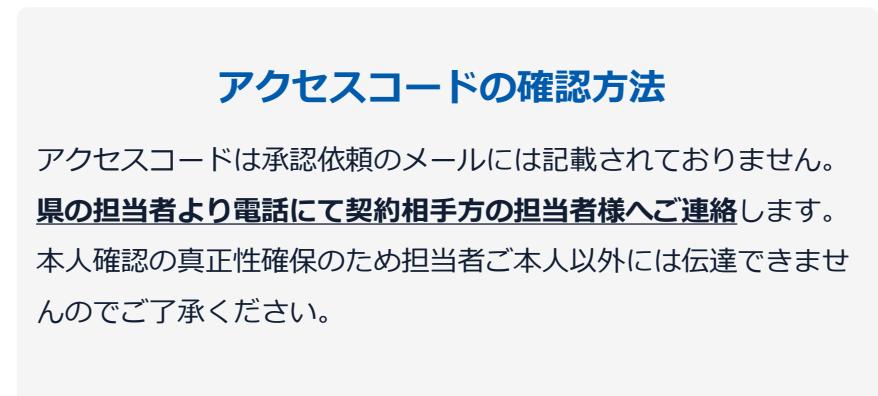
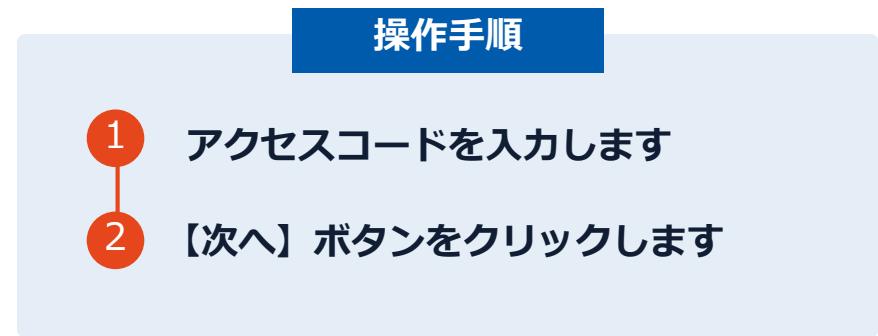
無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

アクセスコード入力

アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。

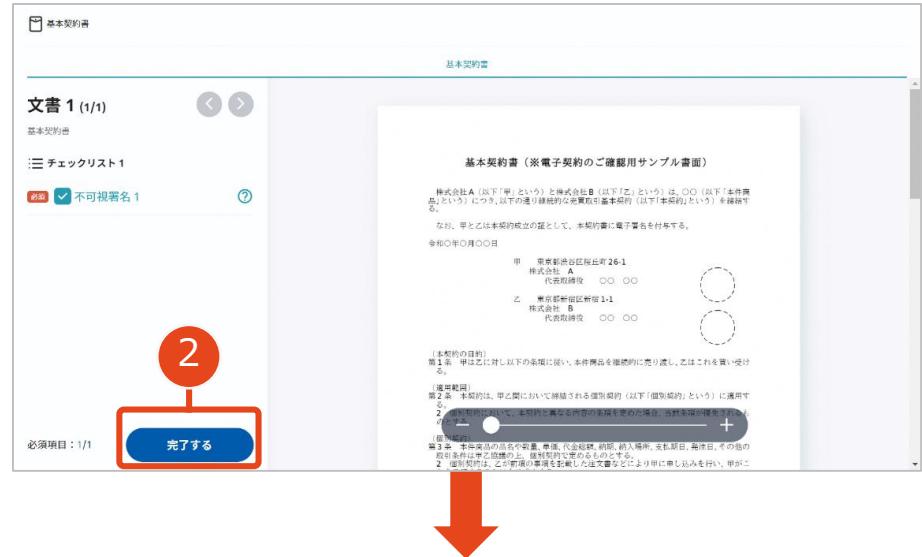
1 アクセスコード  目隠しアイコン

2 次へ 次へボタン



## 契約締結の流れ 【落札（決定）後】

### 文書を確認します



### 操作手順

- 1 文書内容を確認します。
- 2 内容に問題が無ければ、「完了」を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なれば【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です。

### 不可視署名について

- 印影の不要な「不可視署名」となります。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

## 複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

文書 1 (1/3)

機密保持契約書

機密保持契約書

業務委託契約書

送付状

三 チェックリスト 1

リストを押すと該当箇所へ移動します。

必須 署名 1

任意 T テキスト入力 1

任意 T テキスト入力 2

任意 T テキスト入力 3

**拡大表示もできます。**

秘密保持契約書

株式会社サンプル（以下「甲」という。）とウケオイ株式会社（以下「乙」という。）とは、添付別紙に定める目的（以下「本目的」という。）のために、甲または乙が相手方に提示する情報の秘密保持に關し、以下のとおり本契約を締結する。

第1条（秘密情報）

1 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結日以降、本目的のために甲または乙が相手方に提示する一切の情報をいう（以下、秘密情報を提示した者を「開示当事者」、秘密情報を受領した者を「受領当事者」という。）。開示当事者は、書面にて秘密情報を受領当事者に提示する場合には、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、口頭にて秘密情報を受領当事者に提示する場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示し、開示以降 15 日以内にその内容を書面化して受領当事者に提供するものとする。

2 前項にかかわらず、受領当事者が以下いずれかに該当する情報である旨を証明した秘密情報については、受領当事者は、第2条に定める義務を負わないものとする。ただし、当該秘密情報が、個人情報である場合はこの限りではない。

(1) 既に公知、公用の情報

(2) 開示後、受領当事者の責によらず公知、公用となった情報

(3) 開示を受けたときに既に受領当事者が知得していた情報

(4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により秘密保持義務を負うことなしに受領当事者が入手した情報

(5) 二加出典者が開示された情報と競合する開示、創作した情報

(6) 受領当事者の開示当事者の秘密情報の開示を要求して以其の情報を取った上で当該行為することができる。

を選擇なく書面で通知すること

されている部分についてのみ開示す

ること

開示当事者の書面による事前の承諾を経ることなく本目的のために知る必要のある自己の役員および従業員ならびに弁護士・公認会計士など法的に守秘義務を負う

必須項目 : 0/3

完了する



# 契約書のダウンロード方法

## 電子署名完了メールから契約書のダウンロード

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン

### 操作手順

1 契約相手方及び県の承認完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、契約相手方及び県の双方に電子メールで届きます。その内容は、右の記載例のとおりです。

2 メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

#### 【御案内のメールの例】

1

電子印鑑なら  
**GMOサイン**

株式会社〇〇  
鈴木 太郎様

すべての手続が完了しました。  
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

2

ダウンロード

封筒：5050000111 電子契約サービス委託

文書：

- ・電子契約サービス委託
- ダウンロード有効期間：14日間

## 電子署名完了メールから契約書のダウンロード

### 操作手順

- 1 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。
- 2 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。
- 3 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子署名完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。

1 全ての手続きが完了しました  
全ての関係者が手続きを完了しました。PDF文書は下記からダウンロードしてください。

2 文書1：電子契約サービス委託  
↓ ダウンロード

3 Not Found  
該当のページが見つかりませんでした。  
ご指定のURLが間違いないかご確認ください。

## 電子署名完了メールから契約書ダウンロード

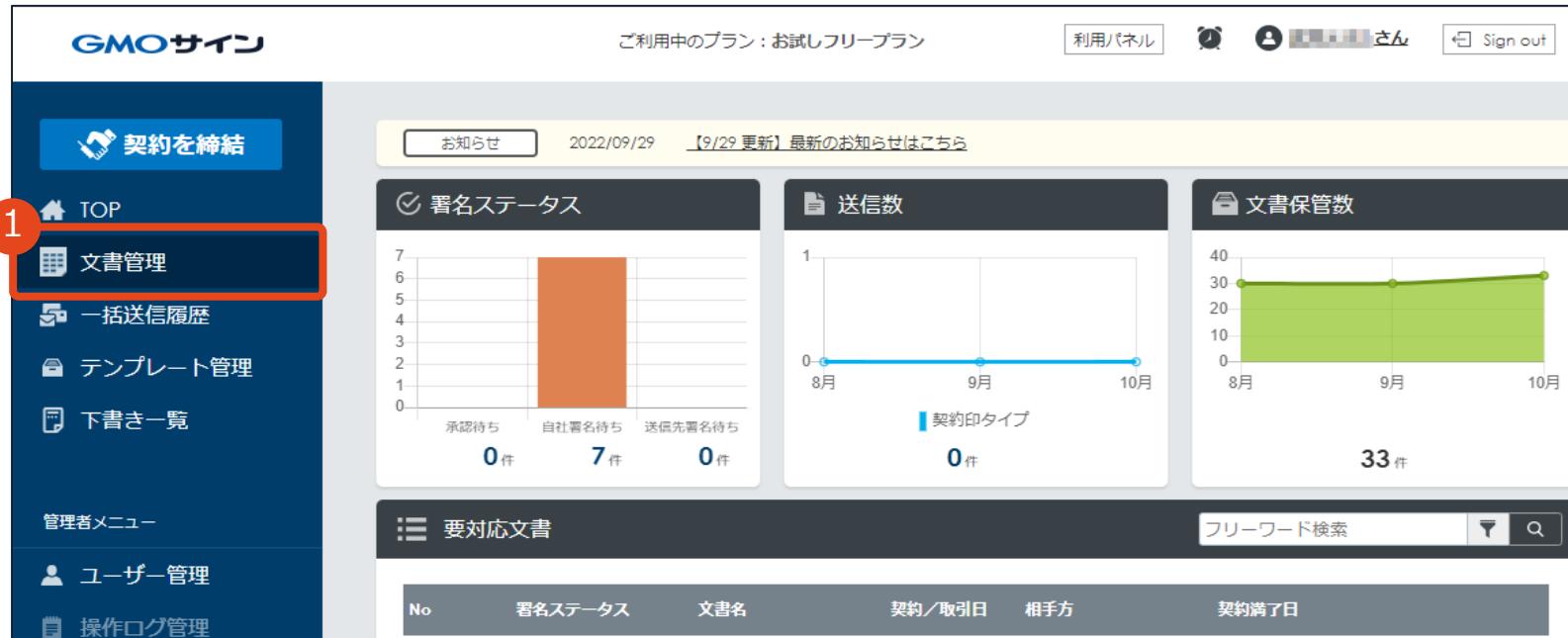
契約相手方のみ、ダウンロードURLが付いたメールには、文書も添付されます。  
下記上限超過時は、メール添付されずダウンロードURLのみになります。

	通常メール時	キャリアメール時	
ファイルサイズ（1文書）	6MB	2MB	@docomo.ne.jp @ezweb.ne.jp @i.softbank.jp @softbank.ne.jp @rakumail.jp @ymobile.ne.jp
合計サイズ（1封筒）	6MB	2MB	
ファイル数（1封筒）	20ファイル	20ファイル	

完了メールを受信される方のメールサーバーの設定で、  
添付ファイル付きメールの受信を制御している場合がございます。

完了メールが受信できない、添付ファイルがない、迷惑フォルダに入る等の場合は、  
メールサーバーの設定のご確認をお願いいたします。

## GMOサイン内から締結済み契約書のダウンロード



The screenshot shows the GMO Sign dashboard. On the left sidebar, there is a red circle with the number '1' over the '文書管理' (Document Management) option. The main area displays several cards: '署名ステータス' (Signature Status) with a bar chart showing 7 signed documents; '送信数' (Number of Sendings) with a line chart showing 0; and '文書保管数' (Number of Document Storage) with a line chart showing 33 documents from August to October. Below these cards is a table titled '要対応文書' (Documents to Be Responded To) with columns for No., 署名ステータス (Signature Status), 文書名 (Document Name), 契約/取引日 (Contract/Transaction Date), 相手方 (Counterparty), and 契約満了日 (Contract Expiry Date).

- 1 GMOサインにログインし、左側メニューの「文書管理」をクリックします。

## GMOサイン内から締結済み契約書のダウンロード

The screenshot shows the 'Document List' screen in the GMO Sign application. At the top, there are tabs for 'Document List View' and 'Envelope List View'. Below the tabs are search fields for 'Free Text Search' and 'Filter', along with a search icon. On the right side of the header are icons for 'Folder Management' and 'Other Menus'. The main area displays a table of documents with columns: No., Signature Status, Document Name, Contract/Trade Date, Counterparty, and Contract Termination Date. The first row shows '0000033' with 'Signed' status, 'Basic Contract', and other details. To the right of this row, there is a download menu with three options: 'Document Download', 'Contract Termination Certificate Download', and 'Combine Download' (which is highlighted with a red box and a red number '3'). A red number '2' is placed over the 'PDF Download' icon in the original image.

- 2 対象文書右側の[PDFダウンロード]アイコンにカーソルを合わせるとダウンロードメニューが表示されますので、対象メニューをクリックしてダウンロードします。
- 3 各職員はダウンロードメニューより「まとめてダウンロード」を選択し、契約締結証明書も合わせてダウンロードを行います。

## 電子契約締結証明書について



GMOサイン 電子契約締結証明書

文書名	受領書
管理番号	0000233
文書作成者	氏名 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス	+cx1@gmogshd.com
締結証明書ID	ce273873bec9456b40406f6138bfc300

操作日時 署名方法 署名者情報

IPアドレス 153.122.166.254 契約印タイプ GMO太郎 cx1@gmogshd.com

2022/12/07 10:12(JST)

操作日時 署名方法 署名者情報

IPアドレス 153.122.166.254 契約印タイプ GMO次郎 cs2@gmogshd.com

2022/12/07 10:14(JST)

原本ファイル1ページ目に記載されている番号と一致

署名パネル内に記載されているような署名情報や文書概要／契約締結日時などが記載されPDFファイルのことです。  
「いつ、誰が署名を行ったのか」確認可能な証明書になります。

## 署名完了後の文書の状態

物件供給契約書									
契約 第 ●●● 号									
物 件 供 給 の 名 称	○○○○								
品名	規格		数量(単位)	単価		金額			
○○○○	内訳書のとおり		1枚	1,222,000		1,222,000			
契 約 金 額	萬	千	百	十	方	千	百	十	円
	¥	1	3	4	4	2	0	0	0
うち政令に係る消費税及び地方消費税の額	萬	千	百	十	方	千	百	十	円
	¥	1	2	2	2	2	0	0	0
納 入 期 際	令和04年3月25日								
納 入 場 所	△△△△△様								
契 約 保 証 金	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 減免 ( 全部・一部 ) <input checked="" type="checkbox"/> 免除								
そ の 他 の 事 項									

令4年2月1日

宛先者

受注者 住所

商号(名称)

氏名

□ 印影はありません（不可視署名）

□ 印影はありません（不可視署名）

### 不可視署名について

- 印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。
- 電子契約が締結されているかどうかはAdobe Acrobat Readerの電子署名パネルや、GMOサインの「文書管理内」プレビュー、契約締結時に発行される「電子契約締結証明書」からご確認いただけます。（5 電子署名の確認方法参照）



# 電子署名の確認方法

# 電子署名の確認方法①

## 【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】署名パネルボタンを押すと表示されます。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:

信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)

文書は、この署名が適用されてから変更されていません

署名者のIDは有効です

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。

署名は LTV 対応です

署名の詳細

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD\_2336416\_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

バージョン 2: SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

すべての署名が有効です。

工期は次のとおりとする。

着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内  
完成 : 着手の日から 日以内  
引渡し : 完成の日から 日以内

第3条(代金)

請負代金は会 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。

契約成立時 会 円  
引渡しの日 金 円

第4条(注文者の負担)

建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

**契約書(原本)**

（契約書の本文）

第6条(危険負担)

天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを負することのできない事由によって生じた損害は乙が負担するものとします。

## 電子署名の確認方法②

### 【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

○GMOサインの「文書管理」内の「[プレビュー]」表示時に署名者情報が確認できます  
○ご利用には無料のアカウント登録が必要です。



署名者の氏名やメールアドレス、  
作業日時が記録されています

### 業務委託

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社  
約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託する。

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次のとおり。

1. 甲の運営する店舗「○○○」の管理
2. 機器の点検メンテナンス
3. 「○○○」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

## 電子署名の確認方法③

### 【契約締結証明書で確認】

- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した書類に関しては、左下に紐づけするIDが表示されます。

The screenshot shows a web-based e-signature verification interface. On the left, there's a detailed document view with fields like '文書名' (Document Name), '文書作成者' (Document Creator), and '締結証明書ID' (Contract ID). The 'Contract ID' field contains the value '7df11d5126db4c1699470984eec8b02', which is highlighted with a red rectangle. A large red arrow points from this highlighted ID to a green box on the right labeled '契約書(原本)' (Original Contract). This box contains the text '契約締結証明書IDと一致します' (Matches the Contract ID) and also displays the same 'Contract ID' value '7df11d5126db4c1699470984eec8b02'. The right side also includes sections for '署名済みであり、すべての署名が有効です。' (Signed and all signatures are valid) and legal clauses.

電子契約締結証明書

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名パネル

文書名 経営委任契約書\_001  
管理番号 0000015  
文書作成者 GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社  
文書作成者メールアドレス  
締結証明書ID 7df11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時 署名方法 署名者情報  
IPアドレス

2020/07/31 20:09(JST) 実印タイプ CN GMO 太郎  
123.234.12.34 O GMOクラウド株式会社  
OU ソリューション事業部  
L 渋谷区  
S 東京都  
C JP

2020/07/31 20:09(JST) 契約印タイプ GMOクラウド株式会社  
111.23.45.67 GMO 次郎  
gmo-jirou@gmocloud.com

2020/07/31 20:09(JST) 契約印タイプ GMO 花子  
10.0.200.30 09012345678

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名パネル

契約書(原本)

契約締結証明書IDと一致します

7df11d5126db4c1699470984eec8b02



# デモンストレーション



# 困ったときは

お気軽にお問い合わせください

### 電子印鑑GMOサイン 運営事務局

電話番号	03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
メールアドレス	support@cs.gmosign.com
お問い合わせフォーム	<a href="https://www.gmosign.com/form/">https://www.gmosign.com/form/</a>
オンライン商談	<a href="https://www.gmosign.com/online/">https://www.gmosign.com/online/</a>

GMOサイン

検索



# 質疑応答